

令和5年度中に答申のあった行政文書開示請求に係る審査請求のうち、決定・裁決までに90日を超えたもの

審査請求書 受付年月日	審査請求案件	原決定	担当課名	答申	決定・裁決	答申～ 決定、 日数	90日経過理由
R3.1.28	令和3年1月27日付けで提起された、令和2年10月27日付け千選管第183号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求	部分開示	選挙管理委員会事務局	R6.3.29	R6.11.26	242	決定に至る協議に時間を要したため。